

改正

平成12年3月17日条例第8号

平成13年6月21日条例第14号

平成14年6月18日条例第12号

平成17年9月22日条例第9号

平成18年3月20日条例第9号

平成25年6月28日条例第20号

平成25年9月9日条例第22号

平成27年3月12日条例第16号

令和5年6月16日条例第12号

里庄町介護老人保健施設設置条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき介護老人保健施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 介護老人保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 里庄町介護老人保健施設里見川荘

位置 里庄町大字里見7350番地

(事業)

第3条 里庄町介護老人保健施設里見川荘（以下「保健施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (2) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (3) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (4) 法第8条第26項に規定する介護保健施設サービス
- (5) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (6) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (7) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護

(8) その他町長が必要と認める事業

(利用者)

第4条 保健施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費又は法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- (2) 法第48条第1項に規定する施設介護サービス費又は法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費の支給に係る者
- (3) 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費の支給に係る者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項に規定する居宅介護、施設介護又は介護予防に係る介護扶助に係る者
- (5) その他町長が必要と認める者

(料金)

第5条 保健施設を利用した者は、使用料として、別表に掲げる額を納めなければならない。

(料金の減額又は免除)

第6条 使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、保健施設の管理を町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 第5条に規定する使用料の徴収に関すること。
- (4) 保健施設の利用の許可に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、保健施設の管理に関し町長が必要と認めること。

(指定管理者の指定の手續)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする者は、町長が定める募集の期間内に、事業計画書その他町長が必要と認める書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査の上、最も適当と

認められる者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に当たり、相当の知識及び経験を有する者を指定管理業務に従事させることができるものであること。
- (2) 利用の許可に当たり、平等な利用を確保することができるものであること。
- (3) 保健施設の効用を最大限に発揮させることができるものであること。
- (4) 適切かつ安定的な運営を維持することができるものであること。

3 町長は、前項の規定による指定管理者の候補者を選定したときは、里庄町議会と協議の上、議決を経て指定管理者を指定し、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第9条 町長は、保健施設の管理に関し、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 保健施設の管理の基準に関する事項
- (2) 指定管理業務の範囲に関する事項
- (3) 町長への事業報告に関する事項
- (4) 指定管理の期間に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、保健施設の管理に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第10条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務に関し町長の指示に従わないとき。
- (2) 第8条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと町長が認めるとき。
- (3) 法その他関係法令及びこの条例の規定を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による保健施設の管理を継続することが適当でないとして町長が認めるとき。

(運営協議会)

第11条 町長は、保健施設の効果的な運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、運営協議会を置くことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、保健施設の管理及び運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の規定は、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成14年条例第12号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第9号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の里庄町介護老人保健施設設置条例第5条の規定は、平成18年4月1日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月9日条例第22号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号を改める規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号の規定に基づく政令で定める日から施行する。

附 則（令和5年6月16日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	金額
----	----

訪問リハビリテーション	法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
通所リハビリテーション	法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額及び食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として実費を勘案して規則で定める額の合計額
短期入所療養介護	法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として実費を勘案して規則で定める額の合計額
介護保健施設サービス	法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として実費を勘案して規則で定める額の合計額
介護予防訪問リハビリテーション	法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
介護予防通所リハビリテーション	法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額及び食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として実費を勘案して規則で定める額の合計額
介護予防短期入所療養介護	法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として実費を勘案して規則で定める額の合計額
その他町長が必要と認める事業	町長が別に定める額